

第2回

(平成29年2月10日)

# 議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

## 錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成29年3月10日(火) 午前10時から午前11時
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名

1番委員 沢田 真二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学  
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也  
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則  
10番委員 石松 まゆ子

4 欠席委員

5 議事日程

- 1) 会期の決定
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 会議書記の指名
- 4) 議第 9号案 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第10号案 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第11号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について  
報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

6 事務局職員

事務局長 高波昌一・農地係 久保田文子

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、7番・8番委員を指名します。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

4番 平成24年8月あっせん分が、3月3日10番と4番と公社の立ち合いで成立。反300千円です。

2番 2月14日15日JA中央ブロック研修に参加しました。トマト水耕栽培でハウスは中古、大村市のなし農家を研修してきました。

8番 12月あっせん分2月17日に1番と8番あっせんを行い成立しました。反45万円です。

議長 議事に入ります。議第9号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 議第9号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番から6番について、4番委員より調査報告をお願いします。

4 番 （調査番号1から6）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。法人で3名の役員で経営を行っています。現地に事務所を置き従業員3名です。経営面積80a畑80a他は借地で栗です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：10km。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：反50万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：耕運機草刈機モア。8番（取得農地の利用計画）：櫛。9番（周辺地域との関係）：周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号7番について、8番委員より調査報告をお願いします。

8 番 （調査番号7）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）です。経営面積は、303a田139a畑164a。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1km。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：全部で25万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他一式。8番（取得農地の利用計画）：里芋。9番（周辺地域との関係）：周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

8 番 （調査番号7）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。従業員4人です。経営面積は、830a田465a畑365a。乳牛270肉用牛220預託牛100頭。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：100m。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：反20万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他一式。8番（取得農地の利用計画）：飼料。9番（周辺地域との関係）：周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号8番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3 番 （調査番号8）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。従業員6人です。経営面積は、830a田465a畑365a。乳牛270肉用牛220預託牛100頭。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通

作距離)：500m。3番(小作人同意)：問題なし。4番(貸付地)：該当なし。5番(取得価格)：反20万円。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：トラクター他一式。8番(取得農地の利用計画)：牧草。9番(周辺地域との関係)：周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号9番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 (調査番号9)譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。従業員6人です。経営面積は、830a田465a畑365a。乳牛270肉用牛220預託牛100頭。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積)：問題なし。2番(通作距離)：500m。3番(小作人同意)：問題なし。4番(貸付地)：該当なし。5番(取得価格)：反15万円。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：トラクター他一式。8番(取得農地の利用計画)：牧草。9番(周辺地域との関係)：周辺地域への協力もあり問題なし。本件は、共有地で98分の1の権利取得となります。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

2番 調査番号9について今後の活用について。

事務局 持ち分の分だけ耕作することを条件に許可できます。

6番 無断転用ではなかったのか。

事務局 権利が複雑になり、管理者がいない状態。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1から6について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号1から6については原案のとおり決定します。調査番号7について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号7については原案のとおり決定します。

議長 調査番号8について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号8については原案のとおり決定します。調査番号9について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号9については原案のとおり決定します。それでは、議第10号案農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第10号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について、5番委員より調査報告をお願いします。  
4番 (調査番号1) 譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。施設の概要は101.44㎡です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):第3種農地。2番(着工時期):許可後転用。3番(資金調達):借入金。4番(建面積割合):問題なし。5番(周囲の承諾):同意済み。6番(公衆衛生):上下水。7番(転用措置):問題なし。8番(日照および通風):問題なし。9番(耕作者・周囲の同意):問題なし。10番(農振法):農地用区域外。11番(取得価格):262万円以上、報告終わります。

議長 調査番号2番について、9番委員より調査報告をお願いします。  
9番 (調査番号2) 譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は資材置き場駐車場です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):第1種農地。2番(着工時期):許可後転用。3番(資金調達):自己資金。4番(建面積割合):問題なし。5番(周囲の承諾):同意済み。6番(公衆衛生):問題なし。7番(転用措置):問題なし。8番(日照および通風):問題なし。9番(耕作者・周囲の同意):問題なし。10番(農振法):農地用区域外。11番(取得価格):350万円以上、報告終わります。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。  
議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号2については原案のとおり決定します。次に議第11号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

事務局 議第11号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)  
議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画(平成29年3月7日付け:球錦農林第14750号)の諮問があり、今回は所有権移転2件、利用権の再設定が6件、新規が9件です。

(議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明)

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議長 内容説明が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

(全委員：質疑なし)

議長 質疑がないので、採決します。議第11号案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員、賛成ですので、議第11号案については原案のとおり決定します。次に報告第3号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について上程します。

議長 事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第3号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について(朗読)

議長 農業経営基盤強化促進事業のあっせんについて物件番号1は、10番委員と内田委員をお願いします。

議長 農業経営基盤強化促進事業のあっせんについて物件番号2は、10番委員と4番委員をお願いします。物件番号3は、3番委員と6番委員をお願いします。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しましたので、平成29年第3回総会を閉会します。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月10日

農業委員会会長

7番 農業委員

8番 農業委員